



山形県公報

平成20年4月1日(火)

号 外(17)

目 次

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程.....	5
山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....	6
山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程.....	同
山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程.....	10
山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程.....	14
山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程.....	18
山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....	19
山形県病院事業局職員研修規程の一部を改正する規程.....	20

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び室」を削り、同条の表を次のように改める。

課 名	係 名
県立病院課	庶務係、管理係、経営施設係

第5条を次のように改める。

(課の所掌事務)

第5条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業の経営の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 病院事業会計の予算及び経理に関すること。
- (3) 病院の管理及び運営に関すること。
- (4) 病院の経営に関すること。
- (5) 病院の施設及び設備に関すること。

第6条第1項中「及び局長」を「、局長及び参事」に改め、同条に次の1項を加える。

4 参事は、管理者及び局長を補佐し、病院事業局の特定事項を整理する。

第7条第1項の表中

室長	室	上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課長補佐	課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
室長補佐	室	室長を補佐し、室の事務を整理する。

を

課長補佐	課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
------	---	-------------------

に改め、

同条第2項中「及び室」を削り、同項の表中

主幹	上司の命を受けて課又は室の特定事項に関する事務を掌理する。
----	-------------------------------

を

主任栄養士	上司の命を受けて栄養指導業務を処理する。
栄養士	上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。
主任薬剤師	上司の命を受けて薬剤業務等を処理する。
薬剤師	上司の命を受けて薬剤業務等に従事する。
主任診療放射線技師	上司の命を受けて診療放射線業務を処理する。
診療放射線技師	上司の命を受けて診療放射線業務に従事する。
主任臨床検査技師	上司の命を受けて臨床検査業務を処理する。
臨床検査技師	上司の命を受けて臨床検査業務に従事する。
主任理学療法士	上司の命を受けて理学療法に関する業務を処理する。
理学療法士	上司の命を受けて理学療法に関する業務に従事する。
主任作業療法士	上司の命を受けて作業療法に関する業務を処理する。
作業療法士	上司の命を受けて作業療法に関する業務に従事する。
主任看護師	上司の命を受けて看護業務を処理する。
看護師	上司の命を受けて看護業務に従事する。
助産師	上司の命を受けて助産及び保健指導業務に従事する。
主任歯科衛生士	上司の命を受けて歯科衛生業務を処理する。
歯科衛生士	上司の命を受けて歯科衛生業務に従事する。

に改め、

主任歯科技工士	上司の命を受けて歯科技工業務を処理する。
歯科技工士	上司の命を受けて歯科技工業務に従事する。
臨床工学技士	上司の命を受けて臨床工学業務に従事する。
言語聴覚士	上司の命を受けて言語聴覚業務に従事する。
主幹	上司の命を受けて課の特定事項に関する事務を掌理する。

「又は室長」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定める職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を課に置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

主任電気技術員	上司の命を受けて電気設備の保守監理業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
電気技術員	上司の命を受けて電気設備の保守監理業務に従事する。
主任ボイラー技士	上司の命を受けてボイラーの操作管理及び修理業務並びに当該業務従事職員の指導業務に従事する。
ボイラー技士	上司の命を受けてボイラーの操作管理及び修理業務に従事する。
電話交換手	上司の命を受けて電話交換業務に従事する。
主任クリーニング師	上司の命を受けてクリーニング業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
クリーニング師	上司の命を受けてクリーニング業務に従事する。
主任調理師	上司の命を受けて調理業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
副主任調理師	主任調理師を補佐し、及び調理業務に従事する。
調理師	上司の命を受けて調理業務に従事する。

第8条の表山形県立日本海病院の項を削る。

第10条の表山形県立中央病院の項中 「

診療機材部	
-------	--

」 を

「

診療機材部	臨床工学室
-------	-------

」 に改め、同表山形県立日本海病院の項を削り、同表山形県立河北病院

の項中 「

事務部	総務課	庶務係、施設係
	医事経営課	会計係、用度係、情報企画係、医事係
	栄養給食課	栄養給食係

」 を

「 事務部	総務課	庶務係、栄養給食係
	医事経営課	医事会計係、施設用度係、情報企画係

に改め、同表山形県立

鶴岡病院の項中

生活療法科	を	リハビリテーション科	に改める。
デイケア科		訪問看護科	

第16条の表診療部の項中

医療福祉相談室		を
医療相談支援室		

「
医療福祉相談室

に改める。

第17条第1項の表副室長の項組織の欄中「日本海病院及び」及び「並びに日本海病院の集中治療室」を削り、同表薬局長の項組織の欄及び副薬局長の項組織の欄中「、日本海病院」を削り、同条第3項の表医学写真師の項を削る。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。
(山形県病院事業局職員表彰規程の一部を改正する規程)
- 山形県病院事業局職員表彰規程(平成15年3月県病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「、北庄内医療整備推進室長」を削る。
(山形県病院事業局出納取扱金融機関公金取扱規程の一部を改正する規程)
- 山形県病院事業局出納取扱金融機関公金取扱規程(平成15年3月県病院事業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

株式会社山形銀行 谷地支店	河北町谷地甲218番地の2	山形県立河北病院	を
株式会社荘内銀行 酒田中央支店	酒田市中町二丁目5番10号	山形県立日本海病院	

「
株式会社山形銀行
谷地支店

河北町谷地甲218番地の2	山形県立河北病院	に改める。
---------------	----------	-------

別記様式第4号中

鶴岡病院				を
日本海病院				

「
鶴岡病院

に改める。

(山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程)

- 山形県病院事業局安全衛生管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。
第2条第4号及び第13条第2項中「、北庄内医療整備推進室長」を削る。
(山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程)

- 5 山形県病院事業局被服貸与規程(平成15年3月県病院事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「、北庄内医療整備推進室長」を削る。

別記様式第1号及び別記様式第3号中 「課 室 係 名」 を 「課 係 名」 に改める。

(山形県病院事業局公印規程の一部を改正する規程)

- 6 山形県病院事業局公印規程(平成15年3月県病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「、北庄内医療整備推進室長(以下「室長」という。)」及び「室長及び」を削る。
別表第1(2)職印の項4の2の項を削る。

「
4の2
山 形 県 病 院
事 業 局 北 庄 内
医 療 整 備 推 進
室 長 印」 を削る。

(山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程)

- 7 山形県病院事業局文書管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第21号)の一部を次のように改正する。
第2条第7号中「主務部課室」を「主務部課」に改める。
第8条第1項中「、北庄内医療整備推進室」を削り、同条第2項中「、北庄内医療整備推進室にあつては室長補佐を」を削る。
第9条第1項中「、北庄内医療整備推進室」を削り、同条第2項中「、北庄内医療整備推進室にあつては北庄内医療整備推進室長(以下「室長」という。)」が「」を削る。
第12条第2項、第13条、第14条、第28条第2項、第35条及び第36条第2項中「又は室長」を削る。
別表1本局の項の表を次のように改める。

課 名	記 号
県立病院課	県病

別表2病院の項の表山形県立日本海病院の項を削る。

別記様式第3号中「(室長)」を削る。

別記様式第4号中 「主 務 部 課 室」 を 「主 務 部 課」 に改める。

別記様式第7号中「部課室名」を「部課名」に改める。

(山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程)

- 8 山形県病院事業局職員公舎管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第22号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。
第5条第2号を削り、同条第3号中「第3条第2項第3号」を「第3条第2項第2号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第3条第2項第4号」を「第3条第2項第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第3条第2項第5号」を「第3条第2項第4号」に改め、同号を同条第4号とする。

(山形県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する規程)

- 9 山形県病院事業局職員倫理規程(平成19年11月県病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。
第16条第3項中「、北庄内医療整備推進室長」を削る。

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務委任規程(平成15年3月県病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
 第3条第4号中「行政財産」を「行政財産の貸付け及び行政財産である土地に対する地上権又は地役権の設定並びに行政財産」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「並びに課長等(課長及び北庄内医療整備推進室長(以下「室長」という。)をいう。以下同じ。)」を「及び課長」に改め、同条第2項中「課長等専決事項」を「課長専決事項」に改める。

第5条中「が掌理する事務にあつては課長が、室長が掌理する事務にあつては室長」を削り、「課長又は室長」を「課長」に改め、「又は室長補佐」を削る。

第6条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第3項を第2項とし、第2項を削る。

第7条中「課長等専決事務」を「課長専決事務」に改める。

別表第1事務の種類の中 「

課長等専決事務

」 を 「

課長専決事項

」 に改め、同表財産管理の項第1項中「である土地の貸付け及びこれに対する地上権」を「の貸付け及び行政財産である土地に対する地上権又は地役権」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程(平成15年3月県病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、北庄内医療整備推進室長」を削る。

別表第1資産勘定の項の表中 「

退職給与金

」 を 「

退職給与費

」 に、「退職給与金で」を「退職給与で」に改め、同別表費用勘定の項の表中 「

退職給与金償却

」 を 「

退職給与費償却

」 に改める。

別表第2資本的収入及び支出の部の項の表中

「

4		その他資本的支出	補助金の還付等
---	--	----------	---------

」 を
 「

4		退職給与費	
5		その他資本的支出	補助金の還付等

」 に改める。

別記様式第47号(その1)及び別記様式第47号(その2)を次のように改める。

様式第47号(その1)

(納入通知書・領収証書)(診療費自費分)(電算用)(本人用)

納入通知書・領収証書(本人用)

下記のとおり納入してください。

山形県立 病院長

患者(受診者)番号	フリガナ	氏名	請求番号	年月日発行
			負担率	%
			保険区分	

区分科(病棟)名 診療(受診)期間 左記期間以外の未収額 左記未収額は、今回請求分には含まれておりませ

年月日～年月日(日間) 円

	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断
診療区分						
	投薬	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術
	麻酔	放射線治療	病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	

保険外負担	室料差額	分べん介助料	新生児管理料	新生児衣類等使用料	先天性検査	文書料	容器代
	非紹介患者加算	人間ドック	選定療養	評価療養	その他	消費税	計

選定療養	
評価療養	
その他の内訳	

請求額	保険適用	保険(食事)	保険外負担	老人・公費等一部負担金	合計

納期限	年月日
-----	-----

領収済日付印

様式第47号(その2)
 (納入通知書・領収証書)(診療費自費分)(電算用)(原符)
 納入通知書・領収証書(原符)

下記のとおり納入してください。

患者(受診者)番号	フリガナ	山形県立	病院長
氏名		保険区分	請求番号
		負担率	年月日発行
		%	

区分科(病棟)名 診療(受診)期間 左記期間以外の未収額 左記未収額は、今回請求分には含まれておりません。

年月日～年月日(日間) 円

初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断
投薬	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術
麻酔	放射線治療	病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	

室料差額	分べん介助料	新生児管理料	新生児衣類等使用料	先天性検査	文書料	容器代
保険外負担	非紹介患者加算	人間ドック	選定療養	評価療養	消費税	計
				その他		

請求額	保険適用	保険(食事)	保険外負担	老人・公費等一部負担金	合計

納期限	年月日

年月日	収入額	未収額	印	備考	年月日	収入額	未収額	印	備考

領収済日付印

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局固定資産管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 行政財産の使用許可」を「第2節 行政財産の貸付け等」に改める。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第8号中「、室長」を削り、同号を同条第7号とする。

第10条中「又は室長」を削る。

「第2節 行政財産の使用許可(第20条)」を「第2節 行政財産の貸付け等(第19条の2)」に改める。

第20条中「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項に規定する公有財産に限る。以下この節において同じ。)」を削り、第3章第2節中同条の前に次の2条を加える。

(行政財産の貸付け)

第19条の2 行政財産の貸付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第2項第1号から第3号までに掲げる場合 30年

(2) 法第238条の4第2項第4号に掲げる場合 3年

2 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合において、更新の期間は、当該更新のときから、前項第1号に該当する場合については20年、同項第2号に該当する場合については3年を超えることができない。

3 第26条、第30条、第32条、第34条及び第36条の規定は、行政財産の貸付けについて準用する。この場合において、第26条中「行政財産使用許可報告書(別記様式第12号)」とあるのは「行政財産貸付報告書(別記様式第17号)」と、「行政財産使用許可台帳(別記様式第13号)」とあるのは「行政財産貸付台帳(別記様式第18号)」と、第32条第1項中「普通財産借受申請書」とあるのは「行政財産借受申請書」と読み替えるものとする。

(地上権又は地役権の設定)

第19条の3 前条第1項及び第2項、第26条、第30条、第32条、第34条並びに第36条の規定は、行政財産である土地に対する地上権又は地役権の設定について準用する。この場合において、第26条中「行政財産使用許可報告書(別記様式第12号)」とあるのは「行政財産地上権(地役権)設定報告書(別記様式第8号の2)」と、「行政財産使用許可台帳(別記様式第13号)」とあるのは「行政財産地上権(地役権)設定台帳(別記様式第8号の3)」と、第32条第1項中「普通財産借受申請書(別記様式第16号)」とあるのは「行政財産地上権(地役権)設定申請書(別記様式第8号の4)」と、第34条第2号中「及び数量」とあるのは、民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権の設定について準用する場合にあっては、「地下又は空間の上下の範囲及び数量」と、第36条中「借受財産返還届(別記様式第19号)」とあるのは「地上権(地役権)設定財産返還届(別記様式第8号の5)」と読み替えるものとする。

第29条第1項第1号中「)第169条の2各号」を「。以下「政令」という。)第169条の4第2項各号」に改め、同項第5号中「前4号」を「前各号に規定する目的」に改め、同条第3項中「第24条」を「第23条」に改め、同項以後段として次のように加える。

この場合において、更新の期間は、当該更新のときから第1項第1号の貸付けについては10年(最初の更新にあっては、20年)、その他の貸付けについては各貸付期間を超えることができない。

第31条第1項第2号中「第24条」を「第23条」に改める。

第40条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第169条の4第2項」を「政令第169条の7第2項」に改める。

第41条第1項中「地方自治法施行令第169条の4第2項」を「政令第169条の7第2項」に改める。

別記様式第2号中「、室長」を削る。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号

固定資産番号	
勘定科目	

固定資産台帳

所属		施設区分	
事業		地域区分	

資産名称		取得年度		償却方法		耐用年数	
適用名称		取得年月日					償却率
適用細目		取得価額		数量		面積	
構造規格			備考				
要求所属		減価償却対象額					
設置場所		年間償却額					
所在地		残存価格					
納入業者		償却限度額					

財源	減価償却対象財源	減価償却対象外財源	沿革				
			年月日	数量	金額	区分	備考

年月日	備考	帳簿原価						減価償却累計額			帳簿価額	処分	
		借方		貸方		残高		借方	貸方	残高		金額	損益
		数量	金額	数量	金額	数量	金額						

別記様式第6号及び別記様式第7号中「、室長」を削る。

別記様式第8号中「課室名」を「課名」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第8号の2

行政財産 地上権
地役権 設定報告書

年 月 日

病院事業局長 殿

課長又は病院長 印

下記のとおり行政財産である土地に地上権地役権を設定しましたので、山形県病院事業局固定資産管理規程第19条の3において準用する同規程第26条の規定により報告します。

記

- 1 当該固定資産の所在、種目及び数量
- 2 設定目的
- 3 相手方の住所及び氏名
- 4 設定範囲
- 5 存続期間
- 6 その他必要な事項

行政財産地上権（地役権）設定台帳（様式第8号の3）の写しを添付するものとする。

様式第8号の3

行政財産 地上権
地役権 設定台帳

		整理番号							
地上権 地役権 設定 物件	口 座 名								
	所 在 地								
	種 目								
	数 量								
	設 定 範 囲								
	地上権 者	住 所							
	地役権 者	氏 名							
地上権 地役権 設定の目的									
地上権 地役権	設定年月日	存続期間	地代	算定基礎	減免理由	原状目的変更		登記年月日	備 考
						変更内容	承認年月日		
		・ ・ から ・ ・ まで							

様式第8号の4

行政財産 ^{地上権} 設定申請書
_{地役権}

年 月 日

山形県病院事業管理者（病院長）殿

申請人 住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

下記の行政財産である土地に ^{地上権} を設定したいので、山形県病院事業局固定資産管理規程第19条の3において
_{地役権} 準用する同規程第32条第1項の規定により申請します。

記

- 1 当該固定資産の所在、種目及び数量
- 2 設定目的
- 3 設定範囲
- 4 希望存続期間
- 5 登記すべき特約事項
- 6 その他必要な事項

様式第8号の5

^{地上権} 設定財産返還届
_{地役権}

年 月 日

山形県病院事業管理者（病院長）殿

^{地上権} 者 住所
_{地役権}

氏名又は名称及び代表者氏名

印

下記の ^{地上権} を設定した土地は、存続期間の満了（契約の解除）により、年 月 日付けをもって返還
_{地役権} しますのでお届けします。

記

- 1 当該固定資産の所在、種目及び数量
- 2 設定年月日
- 3 存続期間満了（契約の解除）年月日
- 4 設定目的
- 5 設定範囲
- 6 存続期間
- 7 地代
- 8 その他必要な事項

別記様式第12号中「、室長」を削り、「住所」を「住所及び氏名」に改める。

別記様式第16号中「普通財産借受申請書」を「行政財産借受申請書」に、「普通財産を」を「行政財産を」に、「第32条第1項」を「第19条の2第3項において準用する同規程第32条第1項」に、「、数量」を「及び数量」に改める。

別記様式第17号中「普通財産貸付報告書」を「行政財産貸付報告書」に改め、「、室長」を削り、「普通財産に」を「行政財産に」に、「第33条」を「第19条の2第3項において準用する同規程第26条」に、「借受の」を「貸付」に、「3借受希望期間」を「3相手方の住所及び氏名」に、「4」を「5」に、「普通財産貸付台帳」を「普通財産(行政財産)貸付台帳」に改める。

別記様式第18号中「普通財産貸付台帳」を「行政財産貸付台帳」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程(平成15年3月県病院事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第9条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「前4項」を「前各項」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「関わらず、再任用短時間勤務職員については、前項」を「かかわらず、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、同項」に、「再任用短時間勤務職員の」を「育児短時間勤務職員等の」に、「割振りは、前項」を「割振りは、同項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第5項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)については、同項に規定する勤務を要しない日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において勤務を要しない日を設けることができるものとし、短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、同項に規定する時間の範囲内で管理者が定めるものとする。

第6条第3項を第5項とし、同条第2項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で同法第28条の5第1項」に、「職員(」を「もの(」に、「前項」を「第1項」に、「病院事業管理者(以下「管理者」という。))」を「管理者」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、1週間当たり32時間の範囲内で、管理者が定めるものとする。
第9条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間について、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるものとする。

第11条第1項中「勤務時間」を「第9条第1項及び第5項に定める勤務時間」に改め、同項第2号中「(再任用短時間勤務職員で休憩時間が与えられない場合にあつては、別に定める時間)」を削り、同条第2項中「、北庄内医療整備推進室長」を削り、同条に次の1項を加える。

6 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に休憩時間及び休息時間を与える必要がある場合においては、管理

者が他の職員との均衡を考慮して定めるものとする。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、育児短時間勤務職員等に対しては、同項に規定する勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができないときに限り、当該勤務を命ずることができるものとする。

第13条の2第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

第14条第5項第4号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第15条の2第1項中「職員」を「職員は、業務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認められるとき」に改める。

第18条第1項中「必要があるとき」を「臨時又は緊急の必要がある場合」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、育児短時間勤務職員等に対しては、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項の規定による勤務を命じなければ業務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、同項の規定による勤務を命ずることができるものとする。

第39条に次の1項を加える。

- 2 育児短時間勤務職員等に対しては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合において、宿日直勤務を命じようとする時間帯に、当該宿日直勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該宿日直勤務を命ずることができないときに限り、当該宿日直勤務を命ずることができるものとする。

第43条第1項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である職員。以下同じ。)20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日(第9条第5項から第9項までの規定により勤務が割り振られた日をいう。以下同じ。)の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

ロ 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)160時間に1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間(4週間ごとの勤務時間を4週間ごとの勤務日数で除して得た時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をいう。以下同じ。)を1日として日に換算して得た日数

第43条第1項第3号イ中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同号ロ中「(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)」を「又は任期付短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「再任用職員」を「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする。

第43条の次に次の4条を加える。

第43条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては前条第1項に掲げる日数(以下この項において「付与日数」という。)に次条の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数(以下この項において「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間

の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 前項の規定により年次有給休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次有給休暇の日数が当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第43条の3 前条の年次有給休暇(この条の規定により繰り越されたものを除く。)は、一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数(不斉一型短時間勤務職員にあっては、付与した時間数から使用した時間数を減じて得た時間数を1日当たりの勤務時間で除して得た日数)(当該残日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

(臨時的任用職員の年次有給休暇の日数)

第43条の4 前3条の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員の年次有給休暇は、一の任期ごとにおける休暇とし、その日数は、一の任期において、その任期等を考慮し、20日に第2項の規定により繰り越された日数を加えた日数を超えない範囲内で管理者が定める日数とする。

(年次有給休暇の単位)

第43条の5 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間(不斉一型短時間勤務職員にあっては、1時間)とする。

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

イ 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

ロ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ハ 育児休業法第10条第1項第3号 8時間

ニ 育児休業法第10条第1項第4号 1日当たりの平均勤務時間の時間数

(3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち斉一型短時間勤務職員を除く。)勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員のうち不斉一型短時間勤務職員を除く。)1日当たりの平均勤務時間の時間数

第48条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改める。

第55条中「山形県職員研修所研修」を「山形県職員育成センター研修」に改める。

第71条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

別記様式第11号中

内	勤	日	結	核	休	暇	日	欠	勤	回	日	時			
出張	日額出張	日	特別 休暇	公	傷	病	日	遅刻・早退		日	時				
	普通出張	日		私	傷	病	日	職專免		日	時				
研	修	日		そ	の	他	日	時	派	遣	日				
年	次	休	暇	日	時	停		職	日	專	從	休	職		
忌	引	休	暇	日		傷	病	休	職	日	部	分	休	業	
産	前	産	後	日		そ	の	他	休	職	日	介	護	休	暇
生	理	休	暇	日		育	児	休	業	日					

を

内	勤	日	特別	公	傷	病	日	欠	勤	回	日	時			
出張	日額出張	日	休暇	私	傷	病	日	遅刻・早退		日	時				
	普通出張	日		そ	の	他	日	時	職	專	免	日	時		
研	修	日	停			職	日	派	遣	日					
年	次	休	暇	日	時	傷	病	休	職	日	專	從	休	職	
忌	引	休	暇	日		そ	の	他	休	職	日	部	分	休	業
産	前	産	後	日		育	児	休	業	日	介	護	休	暇	
生	理	休	暇	日		育	児	短	時	間	勤	務	等		
結	核	休	暇	日		自	己	啓	発	等	休	業			

に

生 理 休 暇	日	育 児 短 時 間 勤 務 等	日		
結 核 休 暇	日	自 己 啓 発 等 休 業	日		

改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第11号の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県病院事業管理規程第10号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び再任用短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に、「再任用短時間勤務職員以外」を「再任用短時間勤務職員等以外」に改める。

第2条第1項第1号中「、北庄内医療整備推進室長」を削り、同項第3号中「及び」を「、」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」に改める。

第7条第2項中「又は室」を削る。

「第1節 常勤職員及び再任用短時間勤務職員」を「第1節 常勤職員及び再任用短時間勤務職員等」に改める。

第8条第1項中「再任用短時間勤務職員以外の」を削り、「の職員を」を「の職員（任期付短時間勤務職員を除く。）を」に、「本節」を「この節」に改め、同項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）を「育児休業法」に改め、同条第3項中「第6条第3項」を「第6条第3項又は第18条第3項」に改める。

第15条中「）若しくは」を「）、」に、「が職務」を「若しくは山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条第1項の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けた職員が職務」に、「第6条」を「第8条、自己啓発等休業条例第9条」に改める。

第35条中「。ただし、当該事故が交通事故の場合にあっては、別記様式第37号」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該事故が道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定する交通事故若しくは同法第8章の規定により罰金以上の刑が定められている罪に当たるものである場合又は当該所属職員が同法第103条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合にあっては、交通事故（違反）報告書（別記様式第37号）により報告しなければならない。

第37条第6項中「山形県職員研修所」を「山形県職員育成センター」に改める。

「第2節 再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員」を「第2節 再任用短時間勤務職員等以外の非常勤職員」に改める。

第39条中「、北庄内医療整備推進室及び」を「及び」に改め、「、北庄内医療整備推進室長」を削る。

第43条中「前月」を「前月の2日から報告月の1日まで」に改める。

第46条第1項中「、北庄内医療整備推進室」を削る。

第47条中「前月」を「前月の2日から報告月の1日まで」に改める。

別記様式第4号中「第6条第3項」を「第6条第3項（第18条第3項）」に改める。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表中

	非常勤	山形県病院事業局職員に任命する 任期は 年 月 日までとする 非常勤とする (職名)を命ずる 号給を給する		を
--	-----	---	--	---

	非常勤	任期付短時間勤務職員以外の職員の 場合	山形県病院事業局職員に任命する 任期は 年 月 日までとする 非常勤とする (職名)を命ずる 号給を給する		に改める。
	非常勤	任期付短時間勤務職員の場合	山形県病院事業局職員に任命する (地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項) 任期は 年 月 日までとする (職名)を命ずる 週 時間勤務とする (給料表名) 級に決定する 号給を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を 年 月 日まで更新する」と記載すること。	

別記様式第18号の注書第3項第1号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び自己啓発等休業」に改め、同号二中「、ト」を削り、同号中へを削り、トをへとし、同号に次のように加える。

ト 自己啓発等休業の日数

別記様式第37号中

交 通 事 故 報 告 書	を
---------------	---

交 通 事 故 (違 反) 報 告 書	に改める。
-----------------------	-------

別記様式第46号中「年 月日々雇用職員雇用(解雇)状況報告書(所属名)」を「年度 日々雇用職員雇用(解雇)状況報告書(所属名)(月2日~ 月1日分)」に改める。

様式第48号中「年 月非常勤嘱託職員任免報告書(所属名)」を「年度 非常勤嘱託職員任免報告書(所属名)(月2日~ 月1日分)」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 4月 1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程等の一部を改正する規程

(山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正)

第1条 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第7条第2項中「再任用短時間勤務職員にあっては、」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)にあっては」に、「得た数を」「得た数(以下「算出率」という。)を、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の

6 第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあってはその額に就業規程第9条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する職員の勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあってはその額に就業規程第9条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する職員の勤務時間で除して得た数(以下「任期付算出率」という。)をそれぞれに、「再任用短時間勤務職員について」を「育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について」に改める。

第8条第1項の表本局の項職の欄中「室長」を「参事」に改め、同条第2項中「占める職員」を「占める職員のうち再任用職員以外の職員」に、「とする」を「(育児短時間勤務職員にあってはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に任期付算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の表の中欄に掲げる職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、管理者が定める額とする。

附則第5項中「平成17年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成23年3月31日まで」に、「100分の13」を「100分の18」に改め、附則に次の1項を加える。

(医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び技能労務職給料表の適用及び調整を行う職の特例)

7 県立病院課については、平成21年3月31日までの間、同課を第4条の表の適用範囲の欄に規定する病院又は別表第2の勤務箇所の欄に規定する病院(鶴岡病院を除く。)とみなす。

別表第1のイの表5級の項標準的な職務の欄中「又は室長補佐」を削り、同表8級の項標準的な職務の欄中「室長」を「参事」に改める。

(山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程(平成19年4月県病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている職員にあっては、その額に山形県病院事業局就業規程(平成15年3月県病院事業管理規程第17号)第9条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局職員研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員研修規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員研修規程(平成16年3月県病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「職員研修所研修を」を「職員育成センター研修を」に、

「職員研修所研修」を

「職員育成センター研修」に改める。

第6条の見出し中「職員研修所研修」を「職員育成センター研修」に改め、同条第1項及び第2項中「職員研修所研修」を「職員育成センター研修」に、「職員研修所長」を「職員育成センター所長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。